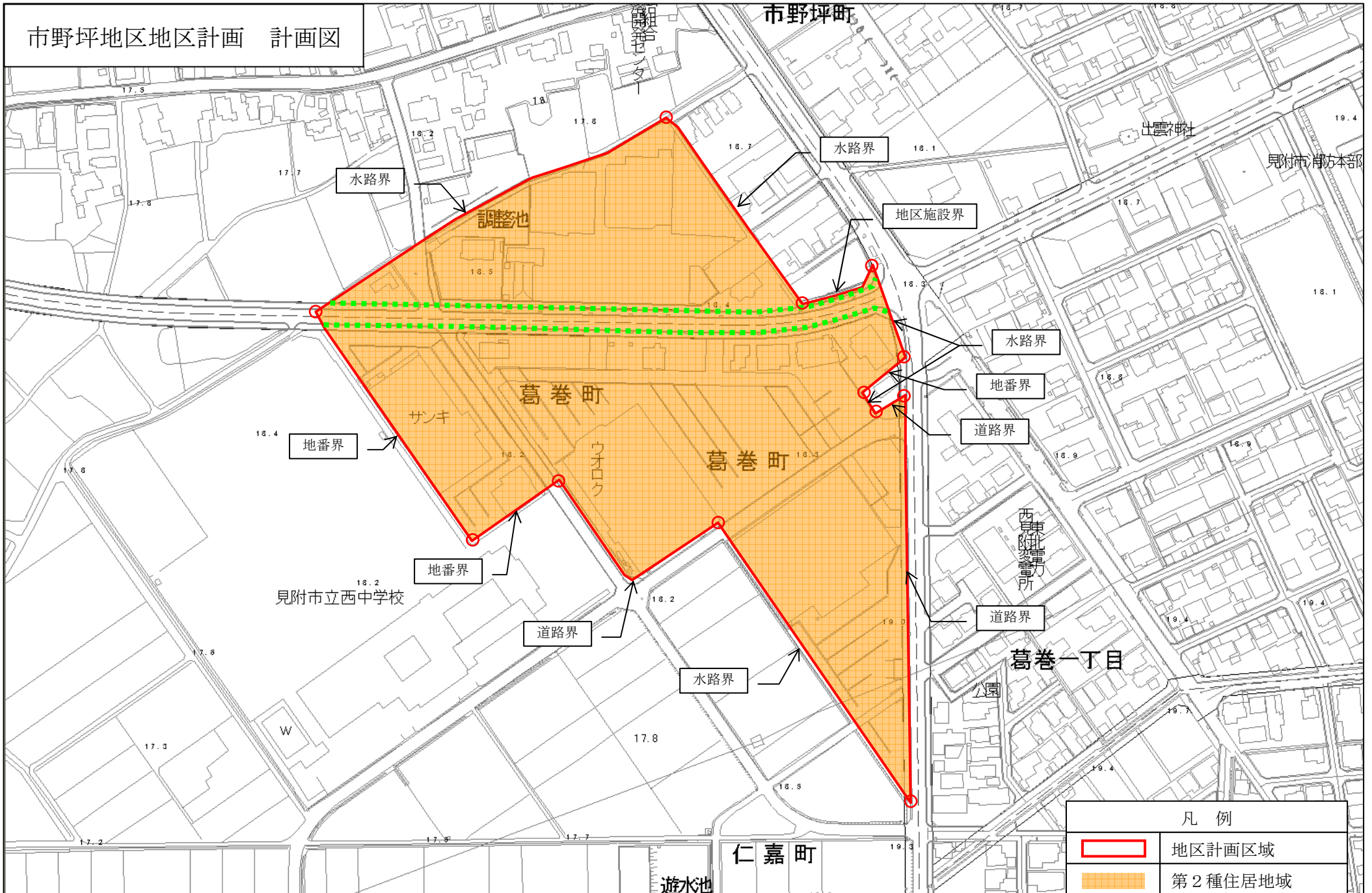


【市野坪地区地区計画】

名 称		市野坪地区地区計画
位 置		見附市市野坪町、葛巻町及び仁嘉町の各一部
面 積		約 6.7 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当該地区は見附地区既成市街地と高速道路 I C をアクセスする都市計画道路上新田市野坪線の終点部に位置しており、本路線の都市計画決定に伴い周辺一帯の土地利用に対する関心が高まりつつある。また、都市計画道路の交差部でもあり、きわめて利便性の高い地区である。</p> <p>このため、今後、市街化の傾向が強まるものと予想されるが、本計画の策定により無秩序な市街地形成の防止及び用途の鈍化を図るものである。</p>
	土地利用の方針	<p>当該地区を近隣住宅地に利便を提供するための商業業務地として位置付け、用途の鈍化を図るとともに、区画の細分化を防止し地区全体の一体的な土地利用を促す。</p> <p>また、開発にあわせて都市計画道路上新田市野坪線の整備を行い、本路線を軸に商業業務地としてふさわしい街づくりを図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区施設として都市計画道路上新田市野坪線に沿って緑地帯（幅員 3 m）を整備する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>土地利用の方針に基づき、商業業務地にふさわしい用途構成を担保するため建築物の用途の制限を定めるとともに、敷地の細分化を防止するため敷地面積の最低限度を定める。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	
	建築物等の制限に関する事項	<p>緑地帯 幅員 3 m 総延長 約 660 m</p>
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 住宅</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	500 m ²

市野坪地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域
	第2種住居地域
	緑地帯 (幅員 3m)